

**【ハートフルタウン笛吹 市民生活応援商品券】**

**取扱店 募集要領**

**【取扱店募集期限 令和8年6月30日(火)まで】**

**笛吹市商工会**

## 1. 商品券の概要

物価高騰等の影響を受けている市民の生活を応援し、市内事業者への支援を目的として、「ハートフルタウン笛吹 市民生活応援商品券」を交付します。

- (1) 名 称 ハートフルタウン笛吹 市民生活応援商品券  
(2) 発 行 者 笛吹市  
(3) 発 行 額 約13億4千万円  
(4) 交付内容 市民1人あたり20,000円の商品券を給付  
（全事業所共通券 1,000円×10枚/ 地元事業所限定券 1,000円×10枚）  
(5) 有効期間 令和8年4月1日（水）～令和8年7月31日（金）  
(6) 交付方法 令和8年3月中旬からゆうパックにて世帯主宛に送付  
(7) 対象者 基準日（令和8年1月1日）時点で、笛吹市に住民登録されている方

## 2. 商品券の利用対象とならないもの

- ① 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- ② 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ④ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑤ 医療保険や介護保険等の一部負担
- ⑥ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業者間決済
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業などへの支払い
- ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨ その他、発行主体である笛吹市が適当と認めないもの

## 3. 取扱いにおける厳守事項

- ① 商品券は物品の販売又は、役務の提供などの取引において使用可能です
- ② 商品券と現金の交換は禁止しています
- ③ 受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないでください
- ④ 商品券額面以下の使用の場合であってもお釣りは渡さないでください
- ⑤ 商品返品の際の返金はできません
- ⑥ 不足分は現金等で受け取ってください
- ⑦ 商品券の交換及び売買はできません
- ⑧ 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください
- ⑨ 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者（笛吹市）は責を負いません

## 4. 取扱店登録について

### (1) 資格要件

①笛吹市内に事業所・店舗等（大型店を含む）を有する事業者。

※笛吹市商工会会員、非会員は問いません

②上記に該当し、笛吹市内の事業所・店舗等のみにおいて商品券の使用を制限出来る者。

但し、次の事業者を除く。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する営業を行っている事業者
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ・本要領 2. 「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引及び商品のみを取扱う事業者
- ・役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- ・その他、発行主体である笛吹市が指定する者

### (2) 提出書類

① 取扱店登録申込書兼誓約書（様式 1）※申込書は、店舗ごとに必要です

② 振込先金融機関口座の通帳のコピー（通帳の表面 + 通帳を開いた 1・2 ページ目）

※インターネットバンキング等により通帳がない場合は金融機関が発行する口座証明書等

### (3) 提出方法 郵送による提出（FAX 不可）

(4) 提出先 笛吹市商工会（〒406-0031 笛吹市石和町市部 467-1）

(5) 受付期限 令和 8 年 6 月 30 日（火）（商工会必着）

※2 月 20 日（金）までに提出の場合、市内配布の取扱店舗一覧チラシに掲載されます

### (6) 登録区分（いずれかの登録となります）

共通事業所	法人または事業主の本社（本店）が笛吹市外にあって事業所が笛吹市内にある事業者（ただしコンビニエンスストアなどは地元事業所となります。）
地元事業所	法人または事業主の本社（本店）・事業所が笛吹市内にある事業者

（登録区分別商品券回収可能券種） \* 登録区分により、回収・換金できる商品券が異なります。

回収可能券種 登録区分	全事業所共通券	地元事業所限定券
共通事業所	○	×
地元事業所	○	○

## (7) 取扱店の承認・登録

- ①申込のあった事業者については、審査を経て「取扱店」として承認されます。ただし、承認後であっても申込み内容に虚偽・不備等があった場合には、承認を取り消すことがあります。
- ②承認後、「取扱店登録証」、「のぼり旗」、「取扱店ステッカー」を交付いたします。
- ③「取扱店登録証」は、換金受付の際に提示が必要となりますので、紛失にご注意下さい。

## 5. 取扱店の責務について

- ①取扱店である事が明確になるよう、ステッカー等を使用者が分りやすい場所に掲示してください。
- ②使用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。なお、偽造防止加工が施されているので、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を笛吹市へ報告してください。
- ③商品券取扱い厳守事項に反した商品券の取扱をしないでください。
- ④使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑤共通事業者においては、共通事業者で利用できない地元事業者限定券が使用された場合は、これを無効とします。
- ⑥その他、笛吹市がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行った場合は、換金の拒否や取扱店舗の登録を取消す事があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

## 6. 換金について

### (1) 換金申込

回収したすべての商品券の裏面に事業所番号、取扱事業所名を記入又は押印し、所定の換金請求書とともに下記、山梨中央銀行5支店に期間内の毎週「月曜日」又は「木曜日」の営業時間内に持参してください。

【換金取扱金融機関（5店舗）】

山梨中央銀行 石和支店 / 御坂支店 / 一宮支店 / 八代支店 / 富士見支店

### (2) 換金受付 令和8年4月6日（月）～令和8年8月13日（木）の毎週月曜日・木曜日

（月・木曜日が祝日の場合はその翌営業日）

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

### (3) 換金手続 「使用済み商品券」、必要事項を記入した「商品券換金請求書」、「取扱店登録証」を持参の上窓口に提出。「取扱事業者控」を必ず受領して大切に保管して下さい。

### (4) 振込日 3～4回の換金受付分を振込（換金・振込スケジュールの詳細は別表1を参照）

### (5) 留意事項

- ①換金受付日以外は、換金の受付はできません。期日の厳守をお願いします。
- ②使用済み商品券は、接着剤やホッチキス等で綴り合せず、1枚ずつ離れた状態で輪ゴム、クリップ等でまとめてお持ち込みください。
- ③本要領4.(6)「登録区分別回収可能券種」にて指定される券種以外は換金できません。  
(お客様から回収する際、間違いないようにご確認下さい。)

## 7. その他の留意事項

- (1) 取扱店の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券取扱店」として、チラシ・ホームページなどに掲載します。
- (2) 「募集要領」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市がその都度対応を決定します。

## 8. 問い合わせ先

### 商品券・取扱店に関する問い合わせ先

ハートフルタウン笛吹 市民生活応援商品券 コールセンター

電話：055-287-7010

月曜～金曜（午前9時～午後4時30分）※土、日、祝日除く

※コールセンターの開設は令和8年2月9日（月）から

## ハートフルタウン笛吹 市民生活応援商品券 換金スケジュール

(別 表 1)

換金受付日 <small>(取扱店口座入金日)</small>	振込日 <small>2026年4月20日(月)</small>	換金受付日 <small>(取扱店口座入金日)</small>	振込日 <small>2026年6月25日(木)</small>
2026年 4月 6日 (月) 4月 9日 (木) 4月13日 (月)		2026年 6月11日 (木) 6月15日 (月) 6月18日 (木)	
4月16日 (木) 4月20日 (月) 4月23日 (木)		6月22日 (月) 6月25日 (木) 6月29日 (月)	7月 6日(月)
4月27日 (月) 4月30日 (木) 5月 7日 (木)		7月 2日 (木) 7月 6日 (月) 7月 9日 (木)	7月16日(木)
5月11日 (月) 5月14日 (木) 5月18日 (月)		7月13日 (月) 7月16日 (木) 7月21日 (火)	7月27日(月)
5月21日 (木) 5月25日 (月) 5月28日 (木)		7月23日 (木) 7月27日 (月) 7月30日 (木)	8月 6日(木)
6月 1日 (月) 6月 4日 (木) 6月 8日 (月)		8月 3日 (月) 8月 6日 (木) 8月10日 (月)	8月20日(木)
		8月13日 (木)	

※換金受付日以外は、換金の受付はできません。期日の厳守をお願いします。

換金受付の際は、次のものを取扱金融機関にお持ちください。

- ① 使用済み商品券（裏面に事業所番号、取扱事業所名を記載し、枚数を確認）
- ② 換金請求書（必要事項をもれなくご記入ください）
- ③ 取扱店登録証（受付の際に提示が必ず必要となります）